

三豊市過疎地域持続的発展計画

【令和8年度～令和12年度】

香川県三豊市

令和8年3月

も く じ

はじめに	1
1. 基本的な事項	
(1) 三豊市の概況	2
(2) 人口および産業の推移と動向	5
(3) 行財政の状況	10
(4) 地域の持続的発展の基本方針	12
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	13
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	13
(7) 計画期間	13
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	14
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	15
3. 産業の振興	18
4. 地域における情報化	25
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	27
6. 生活環境の整備	30
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	33
8. 医療の確保	37
9. 教育の振興	39
10. 集落の整備	44
11. 地域文化の振興等	47
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	49
事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	51

はじめに

1 趣旨

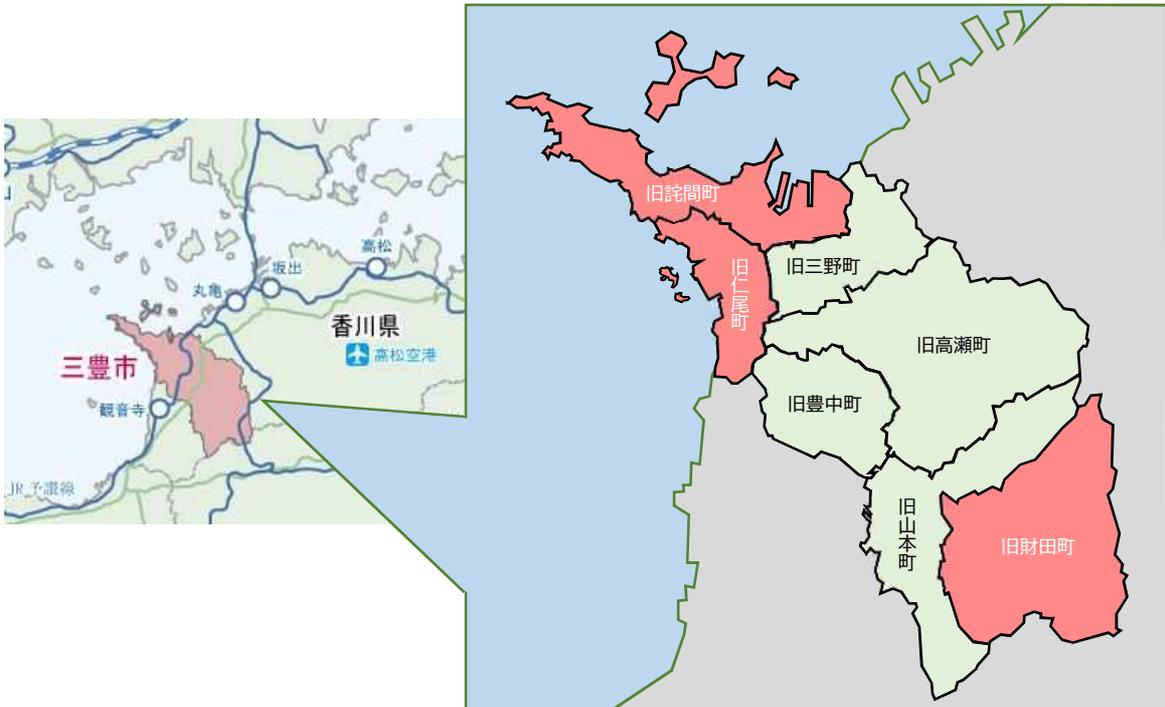
三豊市過疎地域持続的発展計画（以下、「本計画」という）は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定に基づき、過疎地域の持続的発展を図るために、必要な事項を定めるものである。

2 対象地域

本計画の対象地域は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第3条の規定により、過疎地域とみなされる旧詫間町、旧仁尾町および旧財田町とする。

3 文言の表現

- ・ 過疎地域（旧詫間町、旧仁尾町および旧財田町） 本地域
- ・ 旧詫間町 詫間地区
- ・ 旧仁尾町 仁尾地区
- ・ 旧財田町 財田地区



1. 基本的な事項

(1) 三豊市の概況

①自然的条件

本市は、香川県の西部に位置し、南部から南東部にかけては讃岐山脈の中蓮寺峰・若狭峰などの山間地があり、北東部は大麻山・弥谷山、西部には七宝山（志保山）などの山々がある。北西部には瀬戸内海に突き出た荘内半島があり、その南側には砂浜の美しい海岸線が続いており、栗島・志々島・蔦島などの離島も見られる。

中央部には三豊平野が広がり、東部から西部に向かって財田川、東部から北部に向かって高瀬川などの河川が流れ、豊かな田園地帯を形成しており、また、三豊平野にはため池が多数点在していることも地勢の大きな特色となっている。

総面積は222.69平方キロメートルで、県内17市町のうち、高松市に次いで2番目の面積規模である。気候は、瀬戸内式気候に属し、降水量は年間1,200ミリメートル前後、平均気温は摂氏16～17度となっており、温暖な気候に恵まれている。

本地域の内、詫間地区と仁尾地区は市の北部に位置しており、ともに瀬戸内海に面し、両地区とも荘内半島を含んでいる。財田地区は市の南東部に位置し、地区の大部分は中山間地であり、讃岐山脈を挟んで徳島に面している。本地域の総面積は93.7平方キロメートルで本市の42.1%を占めている。

②歴史的条件

本市は、平成18年1月1日に三豊郡の旧高瀬町、旧山本町、旧三野町、旧豊中町、旧詫間町、旧仁尾町および旧財田町が合併し誕生した。市の沿革としては、まず明治の市町村制により22村が誕生し、大正13年に仁尾村が町制、昭和17年に詫間村が町制後、昭和30年に他2村と合併した。高瀬町・山本町・三野町・豊中町については、昭和30年代の大合併を経て、町制をひいた。財田村については、昭和45年に町制を施行した。

③社会的条件

本市は、北東から南西方向に高松自動車道、国道11号、377号が走り、南東部には、南北に国道32号が走っている。

高速道路については、さぬき豊中インターチェンジ、三豊鳥坂ハーフインターチェンジを有し、高松や四国内、岡山など各方面への移動に対し高い利便性を発揮している。また、国道32号を通じて井川池田インターチェンジとも連絡し、松山、高知、徳島など各方面に向けても交通の利便性が高い。財田地区

においては、令和2年12月に国道32号の新猪ノ鼻トンネルが開通したことにより、徳島・高知方面からの新たな人の流れが増加している。

しかし、車が主な移動手段である地方において重要な主幹道路（国道11号）や高速道路は、本市の中央部を横断していることから、それぞれ市北部と南部に位置する本地域にとっては、利便性が良いとは言えない。

一方、鉄道については、市全域で7つの駅（臨時駅1駅含む）を有している。本地域内においては、予讃線と土讃線の結節点となるJR多度津駅からほど近く、特急列車が停車するなど、本市北部に位置する観光エリアの玄関口となるJR詫間駅がある。また、徳島方面に向かう際にも利用されるJR讃岐財田駅があるものの、乗降者数の減少により、駅舎は簡易駅舎に建て替えとなった。利便性の向上に向けて新たな交通手段や交通ネットワークのあり方を検討する必要がある。

また、本地域のうち、瀬戸内海に面する詫間地区および仁尾地区は、国際貿易港である詫間港と、マリンレジャーの盛んな仁尾港を有しており、開かれた海上交通の拠点となっている。

加えて、詫間地区に粟島と志々島の2つの有人島を持つ本市では、人口減少に伴い、利用者が減少している航路の存続や、港湾の整備において今後も継続的な施策の推進が必要とされている。

④経済的条件

本市は農業が盛んで、県内随一の出荷額を誇っており、主要産品には、ミカン、ブドウ、モモ、マーガレット、三豊ナス、鶏卵などがある。近年は温暖な気候を生かしたオリーブの栽培にも取り組む農家が増加しているが、農業従事者の高齢化により、担い手不足や耕作放棄地の拡大が懸念されている。

また、最大の従業者数を抱える製造業では、全国有数のシェアを誇る業務用冷凍食材やカップ麺の具材を製造する企業を中心に、食料品製造が最も大きな売上を上げており、そのほか、窯業・土石製品、鉄鋼、パルプ・紙が上位を占めている。

そして、高速道路等の広域交通基盤や港湾を有する立地特性を生かした企業誘致により、さらなる製造業の立地が進んでいる。

一方で詫間地区は、瀬戸内随一の眺めを誇る紫雲出山や、浦島伝説の残る荘内半島、粟島、志々島などの美しい景観が存在するほか、近年では瀬戸内国際芸術祭の会場としても注目され、海・里・山の幸を活かしたマルシェも開催されている。隣接する仁尾地区は、江戸時代の海上交通の要所として栄えた歴史情緒の残る街並みと、SNSをきっかけに国内はもとより海外からも多くの観光客が訪れる父母ヶ浜などの観光資源が注目を集めている。観光地としての注目

が集まる現在、本市北部に位置する詫間地区および仁尾地区を中心として、宿泊施設や飲食店などが多く開業し、本市として観光が初めて産業として成り立つようになった。

財田地区は山間部に田畑や果樹園が広がっており、農業による地域活性化の取り組みが盛んである。地元野菜や加工品を販売する「たからだの里さいた」は、平成 27 年度には国土交通省の「重点道の駅」に選定されるなど、県を代表する道の駅である。

一方で、市役所本庁舎や市危機管理センター、警察署、消防署、高等学校等の行政・文教機能や様々な業種の大型店舗が本地域外となる市中央部に集中しているため、本地域は日常生活の便利さという点では不利な条件にある。

⑤過疎の状況

本市の人口は、合併前の昭和 60 年の 7 町の人口総和 78,282 人をピークに、徐々にペースを速めながら減少しており、令和 2 年の本市総人口は 61,857 人となっている。

本市における人口減少は、出生数が減少していること、死亡数が大きく増加していることによる大幅な自然減と、転入数・転出数ともに減少しつつも転出数が転入数を上回る社会減によるものである。

特に若年人口の減少が顕著であり、昭和 55 年には生産年齢人口は 50,562 人、年少人口は 15,642 人であったが、令和 2 年には生産年齢人口は 32,067 人、年少人口は 6,963 人となり、40 年間でそれぞれ 36.6%、54.6%と大幅な減少が見られる。

一方、老年人口は、昭和 55 年には 11,735 人であったが、平成 2 年には年少人口を上回り、令和 2 年には 22,573 人となっており、40 年間で 92.4%増加した。

本地域では、離島も含め、道路、土地基盤、公共施設や公共交通の整備、地場産業である農業の振興、移住・定住支援などの様々な施策を展開してきた。しかし、人口減少に歯止めがかからず少子高齢化がより深刻化し、地域コミュニティとしての集落の運営が成り立たなくなる地域も出てきている。

また、産業面においても、労働人口の減少に伴うイノベーションの停滞や、人口減少による消費の低迷が懸念される。

こうした状況を受けて、令和 7 年 3 月に「第 3 期三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略」および「第 3 期三豊市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を策定し、人口減少社会の克服と持続可能な地域の実現をめざしている。

⑥社会経済的発展の方向の概要

本市の土地利用としては、自然的土地利用の割合が高く、まとまりのある市街地は国道 11 号及びさぬき浜街道など幹線道路沿道の一部に限られている。産業構造の推移としては、第 3 次産業の就業者数が年々増加している。

特に、詫間地区はその傾向が強く、全就業者の約 6 割が第 3 次産業に就いている。詫間地区の市街地であるさぬき浜街道付近は事業所や小売業等の店舗などが多く立地しており、半島・離島部は山林や傾斜地が大部分を占めるため、第 1 次産業の発展が難しい。しかし、市内最大の工業団地や国際貿易港を有しており、今後は本市の商業を担うエリアとして発展をめざす。

仁尾地区も第 3 次産業化は進んでいるが、七宝山の傾斜緑地ではミカンやビワの生産が盛んであり、近年では高品質なレモンやオリーブの産地としても注目され始めている。また、父母ヶ浜をはじめとする観光資源にも恵まれているため、本市における観光・レジャー・レクリエーションのエリアとして、観光客の獲得に大きな役割を担っている。入込観光客数の増加に伴い、少しずつ商業施設も増加している。

財田地区は、本市の中でも特に農業の盛んな地域であり、他地区よりも観光施設は限られてるものの、道の駅「たからだの里さいた」や温泉施設「環の湯」には市内外から多くの人々が訪れている。生活環境としては、讃岐山脈に連なる山々や農地、財田川、ため池などの自然環境を有しており、自然と調和したゆとりある田園集落エリアとして持続的発展を図る。

(2) 人口および産業の推移と動向

本市の人口推移は表 1-1 (1) のとおりである。昭和 35 年以降、人口は減少の一途をたどっている。昭和 50 年から平成 2 年までの 15 年間においては、65 歳以上人口の増加が著しく、一方で 15 歳～29 歳の人口は高い減少率を示している。また、平成 2 年から平成 17 年までの 15 年間では 0 歳～14 歳および 15～64 歳の減少率が非常に高くなっている。高齢者比率が平成 2 年から 8.9 ポイントも上昇していることから、少子高齢化が急激に進行したことがうかがえる。

本地域のみの人口推移を示しているのが表 1-1 (2) である。市全体の推移と比べ、人口減少率が高くなっていることがわかる。特に平成 2 年以降の 65 歳未満人口の減少率の高さは非常に深刻である。

市全体の少子高齢化が進行しているなか、本地域の 65 歳以上人口の増加率はそれほど高くない。増加率が市全体の数値を上回っているのは平成 17 年のみであり、平成 27 年以降は再び市全体の増加率を下回っている。しかし、平成 27 年以降の若年者比率と高齢者比率を見れば、市全体に比べ若年者比率は低く、

高齢者比率は高くなっていることがわかる。つまり、本地域は他地域で大きく増加している 65 歳以上人口すら相対的に減少傾向にあると言える。また、住民基本台帳上では、本地域の 65 歳以上人口のうち 75 歳以上の後期高齢者の比率が他の地域より高いことを考慮すれば、本地域の人口は今後一層減少するものと見込まれる。

また、本地域における産業の推移は表 1-1 (4) のとおりである。詫間地区においては、昭和 35 年に 52.7% を占めていた第 1 次産業が令和 2 年には 4.9% に激減しており、就業者数をみると 17 分の 1 にまで減少している。一方で第 3 次産業の構成比は昭和 35 年以降、直近の令和 2 年では若干の減少があったものの、増加の一途をたどっている。就業者数を見ても、昭和 45 年以降は第 3 次産業が最も多くなっている。詫間地区は、荘内半島や瀬戸内エリアの観光資源を生かし、関係団体と連携しながら、新たな観光体験を創造・発信する観光活性化ゾーンとしての役割を期待しており、今後も持続するよう取り組みを進めていく。

仁尾地区における産業構造は、詫間地区ほどではないが、やはり第 1 次産業の減少が目立つ。仁尾地区は農地の大部分が中山間地であるものの、日照時間が長いという地域の特性を活かし、ミカンの名産地として知られている。仁尾町曾保地区のブランドフルーツである「マル曾みかん」は、全国から注文を受けるほどである。しかし、環境整備が必要な地域であることや、少子高齢化の進行により後継者不足が問題となっている。また、仁尾地区は「日本のウユニ塩湖」として話題を集める父母ヶ浜や、街歩きが楽しめる古い街並みなどの観光資源も豊かである。農業と観光という産業の維持が、仁尾地区の課題となっている。

財田地区は、農業が盛んな地域であり、昭和 35 年には産業の 72.3% を第 1 次産業が占めていた。しかし、財田地区においても農業従事者の高齢化や後継者不足、人口減少、耕作放棄地の増加に伴う鳥獣被害の増加などによる農業の衰退は避けられず、令和 2 年の第 1 次産業の構成比は 20.0% にまで減少している。第 1 次産業の構成比は他地区と比較して高いものの、このことは、第 2 次、第 3 次産業が乏しいことに起因している。少子高齢化に歯止めがかからない現状に鑑みれば、今後も農業の衰退が予想される。一方で、現在も道の駅「たからだの里さいた」には市内外から多くの観光客が訪れ、財田地区の地元農産物や加工品を購入している。このように財田地区の農作物については、消費者からの評価が高いことから、農業の法人化や共同利用、ICT の利活用など、新たな取り組みや技術による課題解決が期待される場所である。

表 1-1(1) 三豊市の人口の推移

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率								
総数	84,827	76,726	-9.6%	77,284	0.7%	71,180	-7.9%	65,524	-7.9%	61,857	-5.6%
0歳～14歳	25,565	15,497	-39.4%	13,232	-14.6%	8,920	-32.6%	7,754	-13.1%	6,963	-10.2%
15歳～64歳	51,614	50,882	-1.4%	49,201	-3.3%	42,254	-14.1%	35,192	-16.7%	32,067	-8.9%
うち 15歳～29歳(a)	18,622	16,208	-13.0%	12,947	-20.1%	10,474	-19.1%	7,920	-24.4%	7,098	-10.4%
65歳以上(b)	7,648	10,347	35.3%	14,832	43.3%	20,006	34.9%	22,441	12.2%	22,573	0.6%
若年者比率 (a)／総数	22.0%	21.1%	-	16.8%	-	14.7%	-	12.1%	-	11.5%	-
高齢者比率 (b)／総数	9.0%	13.5%	-	19.2%	-	28.1%	-	34.2%	-	36.5%	-

出典：国勢調査（総務省）

（注）総数以外については、年齢不詳を除く

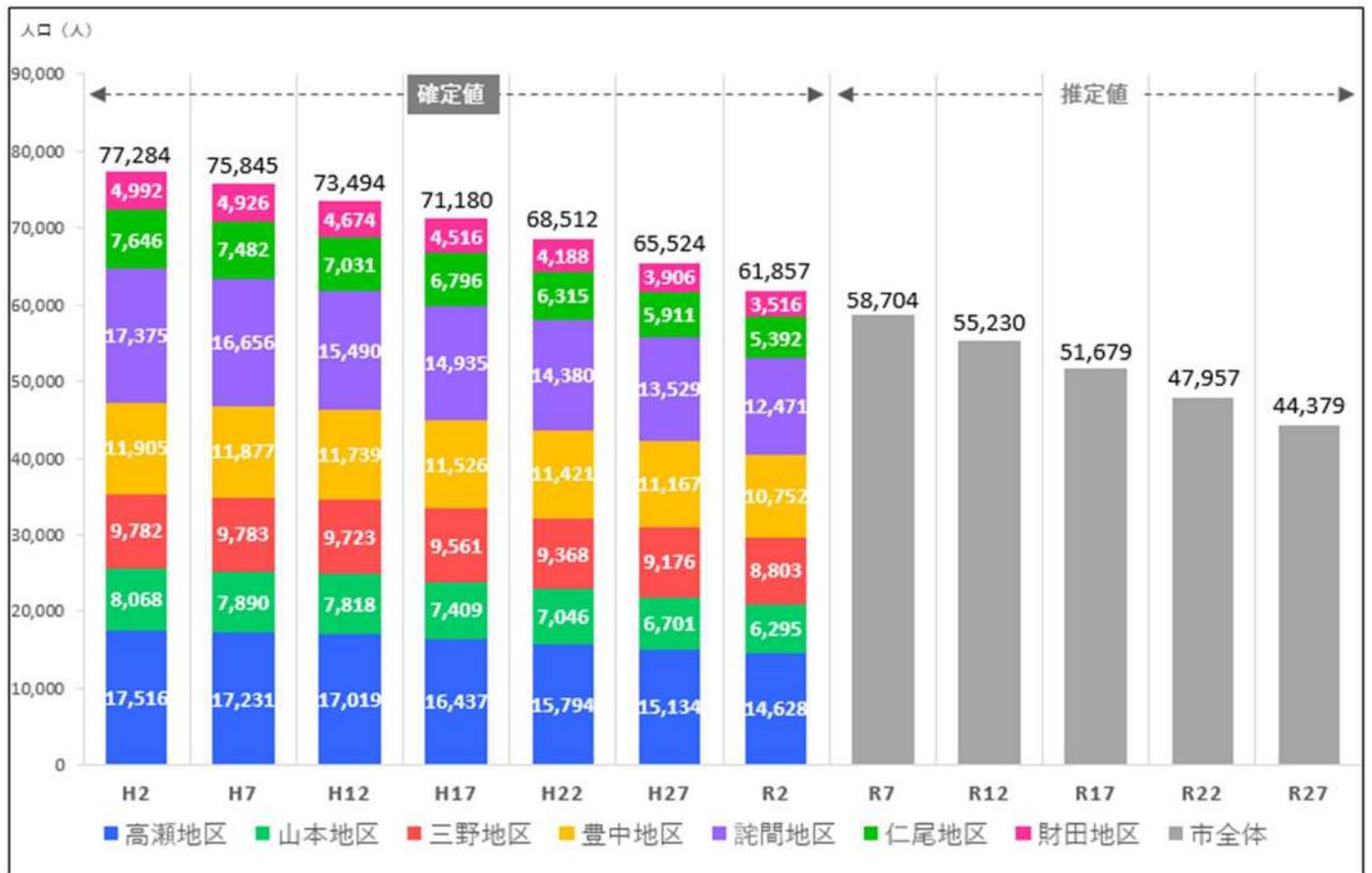
表 1-1(2) 本地域の人口の推移

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率								
総数	34,377	30,832	-10.3%	30,013	-2.7%	26,247	-12.5%	23,346	-11.1%	21,379	-8.4%
0歳～14歳	10,575	6,301	-40.4%	5,100	-19.1%	3,117	-38.9%	2,533	-18.7%	2,127	-16.0%
15歳～64歳	20,728	20,465	-1.3%	19,238	-6.0%	15,305	-20.4%	12,081	-21.1%	10,689	-11.5%
うち 15歳～29歳(a)	7,558	6,759	-10.6%	5,031	-25.6%	3,790	-24.7%	2,731	-27.9%	2,417	-11.5%
65歳以上(b)	3,074	4,066	32.3%	5,660	39.2%	7,825	38.3%	8,692	11.1%	8,501	-2.2%
若年者比率 (a)／総数	22.0%	21.9%	-	16.8%	-	14.4%	-	11.7%	-	11.3%	-
高齢者比率 (b)／総数	8.9%	13.2%	-	18.9%	-	29.8%	-	37.2%	-	39.8%	-

出典：国勢調査（総務省）

（注）総数以外については、年齢不詳を除く

表 1-1(3) 人口の見通し



出典：国勢調査（総務省）、日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）

表 1-1(4) 本地域の産業の推移

(単位：構成比％，就業者数人)

地区	産業区分	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年
詫間地区	第1次産業	52.7 (4,676)	43.5 (3,523)	30.2 (2,533)	19.8 (1,618)	17.0 (1,480)
	第2次産業	17.6 (1,562)	23.7 (1,922)	34.8 (2,917)	39.7 (3,249)	40.1 (3,488)
	第3次産業	29.7 (2,635)	32.7 (2,649)	35.1 (2,942)	40.5 (3,313)	42.8 (3,718)
	総 数	8,876	8,098	8,392	8,183	8,691
仁尾地区	第1次産業	43.4 (1,940)	38.7 (1,630)	31.8 (1,316)	27.5 (1,128)	24.9 (1,042)
	第2次産業	33.0 (1,475)	32.1 (1,355)	38.5 (1,593)	39.1 (1,601)	39.6 (1,660)
	第3次産業	23.5 (1,052)	29.2 (1,230)	29.8 (1,233)	33.3 (1,365)	35.4 (1,483)
	総 数	4,468	4,217	4,142	4,097	4,189
財田地区	第1次産業	72.3 (2,442)	69.4 (2,134)	58.2 (1,883)	46.3 (1,385)	42.1 (1,271)
	第2次産業	9.6 (324)	10.4 (319)	19.7 (636)	24.5 (735)	26.2 (790)
	第3次産業	18.1 (611)	20.3 (623)	22.2 (717)	29.2 (874)	31.6 (954)
	総 数	3,377	3,076	3,236	2,994	3,016

昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
16.5 (1,448)	13.1 (1,105)	11.3 (937)	9.4 (694)	7.8 (544)	5.7 (361)	5.2 (309)	4.9 (270)
40.8 (3,570)	41.7 (3,520)	42.3 (3,509)	40.4 (2,992)	38.1 (2,658)	36.3 (2,289)	35.2 (2,090)	35.7 (1,973)
42.7 (3,736)	45.1 (3,808)	46.4 (3,851)	50.2 (3,717)	54.0 (3,764)	56.1 (3,539)	58.2 (3,454)	57.7 (3,195)
8,759	8,439	8,300	7,407	6,971	6,307	5,930	5,533
23.6 (983)	21.2 (840)	20.4 (822)	19.4 (708)	17.2 (602)	14.8 (452)	14.1 (401)	11.6 (298)
39.9 (1,661)	40.0 (1,580)	39.4 (1,589)	38.3 (1,401)	36.5 (1,276)	33.3 (1,020)	33.6 (956)	33.1 (852)
36.5 (1,517)	38.8 (1,533)	40.2 (1,624)	42.3 (1,545)	46.3 (1,620)	50.2 (1,538)	50.3 (1,433)	51.3 (1,318)
4,161	3,954	4,035	3,655	3,499	3,064	2,849	2,571
36.6 (1,088)	33.7 (977)	26.7 (765)	25.5 (676)	23.6 (586)	22.7 (502)	22.2 (456)	20.0 (378)
31.4 (933)	34.1 (989)	34.4 (987)	35.2 (935)	31.7 (787)	28.8 (637)	29.9 (614)	27.3 (517)
31.9 (949)	35.6 (1,031)	38.9 (1,117)	39.3 (1,042)	44.6 (1,109)	46.4 (1,028)	46.9 (964)	46.9 (937)
2,973	2,897	2,870	2,654	2,486	2,215	2,056	1,891

出典：国勢調査（総務省）

(注) 総数には分類不能を含むため、合計と一致しない箇所がある。

(3) 行財政の状況

本市は、平成18年の7町合併以来、本市ならではの特性や資源を生かしたまちづくりを、市民とともに進めている。

一方で、首都圏への人口集中や出生数の低迷がもたらす人口減少・人口構造の変化は、市の行政運営にも大きな影響を与えている。そうしたなかで、一極集中型のコンパクトシティをめざすのではなく、地域の特性や市民一人ひとりの個性を生かした、本市ならではの施策を展開し、山積する課題の解決に取り組むとともに、市民が、安全・安心な暮らしのなか、豊かさを実感し、夢や希望を叶えることができる「豊かさ実感都市」の実現をめざす。

財政運営については、国の地方財政対策や新たな財政需要等を踏まえ、財政計画の見直しを行っているが、普通交付税の合併特例措置の終了、物価高騰による経費の増大、公共施設の老朽化対策等の財政需要により、本市の財政状況はより厳しくなることが予想される。

今後は、長期的な財政収支の見通しをより慎重に見極めながら、自立し持続可能な財政構造への転換が求められる。本市は、同一用途の公共施設を複数有しており、県内他市と比較して人口一人当たり延床面積がもっとも大きい。今後、これらの公共施設は更新時期を迎えることとなるが、行政目的の終了した施設の処分と適正配置、長寿命化など、市の現状に沿った保有量をめざし、維持管理経費の削減を図る。

表 1-2(1) 三豊市財政の状況

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	令和元年度	令和 5 年度
歳入総額 A	39,901,740	35,548,192	36,180,452
一般財源	21,030,796	20,576,545	21,804,130
国庫支出金	3,556,923	2,775,378	3,978,505
都道府県支出金	2,063,470	2,229,829	2,079,962
地方債	9,120,000	3,106,000	2,436,379
うち過疎対策事業債	0	0	645,700
その他	4,130,551	6,860,440	5,881,476
歳出総額 B	38,067,817	33,656,668	34,868,127
義務的経費	11,548,931	12,845,809	16,026,098
投資的経費	12,847,325	5,366,439	4,141,191
うち普通建設事業	12,703,753	5,141,185	4,141,191
その他	13,671,561	15,444,420	14,700,838
過疎対策事業費	0	0	4,018
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,833,923	1,891,524	1,312,325
翌年度へ繰越すべき財源 D	516,710	287,323	176,618
実質収支 (C-D)	1,317,213	1,604,201	1,135,707
財政力指数	0.49	0.46	0.42
公債費負担比率	10.8%	13.9%	15.3%
実質公債費比率	—	4.7%	7.9%
起債制限比率	3.9%	—	—
経常収支比率	85.2%	94.8%	98.2%
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	32,746,798	34,997,843	30,759,203

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道 (m)	870,203	955,996	1,006,429	1,047,917	1,061,238
市道改良率	22.7%	39.1%	45.3%	48.7%	57.6%
市道舗装率	55.5%	82.5%	87.8%	89.5%	95.4%
農道延長 (m)	385,662	229,322	241,541	159,615	165,015
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	49.0	27.6	31.1	32.6	—
林道延長 (m)	29,599	35,633	38,440	34,491	34,806
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	4.7	5.2	5.8	4.4	—
水道普及率	—	—	—	98.3%	98.5%
水洗化率	—	—	60.1%	83.6%	90.4%
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	183	212	349	349	307

出典：公共施設状況調査（総務省）、一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

（４）地域の持続的発展の基本方針

本地域が持つ多様な特性・資源を改め活用し、農水産業、商工業、観光業をはじめとする地場産業の安定的かつ継続的な振興を図るとともに、人や企業の本地域への流入・参入の促進に取り組み、新たな雇用の創出や人材の確保・育成に努める。

また、本地域の次代を担う子どもたちの、確かな学力、健やかな体、豊かな心を育むための教育施策を展開するとともに、スポーツ分野等での可能性を広げるための環境整備や、地域住民の主体的な生きがいをづくりにつながる生涯学習の拡充を図る。

加えて、本地域の魅力の屋台骨である豊かな環境の保全に努め、SDGs の達成や自然・人・産業が共に支えあう地域の形成をめざす。

そして、年齢を問わず住民一人ひとりが成長し、助け合い、安全・安心に暮らしていける持続的な地域をめざす。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本市は、平成18年の7町合併を経て、県内で3番目の人口規模となっている。合併後はそれぞれの地域の歴史や特性を生かし、豊かさとにぎわいにあふれるまちづくりに取り組んできた。

しかし、首都圏への人口流出や出生率の低迷による少子高齢化と人口減少、そして、それに伴う市税等の財源の縮小や社会保障費等の増大は非常に大きな課題となっている。

そうしたなか、第一に取り組むべき目標は人口減少対策である。本計画においては、「三豊市第2次総合計画」に基づき、移住定住促進はもとより、産業、教育、文化、健康、福祉など、本計画2～12の項目で示す施策を展開することで、魅力的なまちの実現による人口増加をめざす。

行財政運営の面においては、緊急度や優先度を見極めた上で、過疎対象地域の持続発展に資するための過疎対策事業債や交付税措置のある地方債等を有効活用し、対象期間中の収支均衡を図るとともに、計画期間内における起債総額（臨時財政対策債を除く）を同期間内の元利償還総額の範囲内に抑えることで基礎的財政収支の均衡を図る。

財源不足については、計画に沿って可能な限りの歳入確保策や事務事業の見直し等による歳出抑制策を講じることにより財源を確保し、「三豊市第2次総合計画」に掲げる本市の将来の発展に資する施策を展開していく。

また、本市の魅力を生かしたふるさと納税や、地域活性化を目的とした事業実施のためのクラウドファンディング型ふるさと納税等の活用などにより、新たな財源を確保するとともに、安全かつ効率的な公金の管理運用を行う。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の推進に当たっては、各取組（PLAN）の実施（DO）による、具体的な成果と課題の検証（CHECK）を計画最終年度に行うとともに、市民ニーズの変化等に対応し、必要に応じて計画内容の見直し等を実行（ACTION）すること（PDCAサイクル）とする。また、評価結果については市議会へ報告するとともに、市ホームページ等で公表する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の総量又は総床面積の縮減を図るため、原則、建替施設を除き、新規の建物は建設しないこととし、建替施設を建設する場合であっても、まずは、既存施設の有効活用を優先的に検討し、できる限り機能を維持する方策を講じた上で、優先順位を付けて一般財源の負担を大幅に圧縮する。

管理課が異なる場合でも、同様の用途である公共施設は、いずれかの公共施設に複数の機能を統合するよう努めるとともに、施設のライフサイクルコストの削減をめざし、建替施設を建設する場合においても、既存施設での機能の複合化や集約化等を検討し、公共施設の総量の適正化に努める。

役割を終えた施設については、財政負担を先送りせず、将来にわたり持続可能な行政運営を行っていくという観点から、特に売却を積極的に進めていく。

その他、本計画における施設整備等については、「三豊市公共施設等総合管理計画」に基づき実施する。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と問題点

本市は、県平均と比較して、出生率や婚姻率が低く、一方で高齢化率や死亡率は高くなっている。また、特に20～29歳の転出超過が目立つ本市では、人口減少と人口構造の変化が著しく進行していることが明らかである。

近年では、新型コロナウイルス感染症の影響により、働き方の変化や暮らしにおける価値観の多様化から、都市圏において地方への移住志向が高まりを見せている。しかし、本市からの転出者のうち、半数以上が県内他市町への転出である。このことから、社会動向を注視するだけでなく、市として重点的に、若年層を中心とした流出防止策や移住・定住促進に注力する必要がある。

また、本地域においては、人口減少や高齢化とともに空き家が増加している。近隣の生活環境や景観の悪化および犯罪発生につながるおそれがある空き家は、地域課題の一つとなっており、利活用可能な空き家を地域の活性化や移住・定住促進における地域資源ととらえ、利活用が進むように、必要な支援や環境整備が求められる。

さらに、本地域の持続的な発展のためには、地域を担う人材の育成・確保が不可欠であるが、地域コミュニティの基礎となる自治会組織への加入率は、平成18年の85.6%から令和6年には74.7%まで低下しており、地域における人と人のつながりが希薄になりつつある。

市民一人ひとりがまちづくりにおける当事者意識を持ち、行動を起こすことができるよう、参画機会の提供と意識醸成に努める必要がある。

さらには、地域外から多様な人材を受け入れたり、地域間において継続的に交流を行う関係性を築いたりすることで、新たな地域の担い手確保が期待される。

(2) 対策

本地域が持つ魅力をさらに向上させ、最大限にアピールすることで、定住地として選ばれるまちをつくとともに、住民のシビックプライドを醸成し、地域で活躍する多様な人材を育成する。

詫間地区、仁尾地区、財田地区は、いずれも特色豊かな地域である。詫間地区は瀬戸内海に大きく突き出た荘内半島や、瀬戸内国際芸術祭の会場であり、アートの島として注目を集めている栗島などの自然・文化資源を有しながら、市街地には大型スーパーなどの商業施設も多い。仁尾地区は、父母ヶ浜をはじめとする観光資源が豊富であり、日照時間の長さや温暖な気候を生かした農作物の栽培も盛んである。財田地区は、財田川沿いに田園風景が広がり、道の駅や温泉などの交流施設を有している。そうした本地域の魅力や、住まい・仕

事・生活などの移住に関するあらゆる情報を、専用ポータルサイトを利用して発信しながら、都市部で開催される移住フェア等への参加をはじめ、香川県移住・定住推進協議会の会員として、県や他市町との相互協力による広域的なPRを通して、移住促進を図る。

また、移住者からの相談を一元的に受ける窓口体制を整えるとともに、移住者同士の交流の場の提供等、民間事業者とも連携し、移住生活を支援する。加えて、若者世帯の移住・定住を促すため、結婚新生活に係る住宅関連費用の補助を行うほか、東京圏からの移住者に対しては、移住支援金の補助を行う。

空き家バンク制度では、利活用可能な空き家の情報発信を行い、空き家の売り手と買い手のマッチングを促進するとともに、バンク登録物件を購入し、居住した場合はリフォーム費を補助する。

人材育成の面では、自らの手で公共サービスの一部や地域課題の解決、地域の持続的発展に向けた取り組みを行う組織の活動を支援するとともに、地域外から本地域へ生活拠点を移し、地域活動にチャレンジする人を地域おこし協力隊制度の活用などにより積極的に受け入れていく。

また、地域の持続的発展には、地域の人と人のつながりが不可欠であることから、地域コミュニティの基礎となる自治会への加入を促進するため、自治会加入のメリットを発信するとともに、近年多くなっている新たな開発行為により構築されたコミュニティに対して、自治会結成につながるような積極的な啓発活動に努める。

(3) 計画

事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
過疎地域持続的発展特別事業（コミュニティ支援）	地域コミュニティ活動支援事業 地域のコミュニティ活動を支援することにより、地域の活性化を図る	市	
過疎地域持続的発展特別事業（移住・定住）	定住促進事業 新婚世帯への住宅関連費用の補助や東京圏からの転入者への移住支援金補助、空き家バンク登録物件のリフォーム補助等により移住・定住人口の増加を図る	市	

- (4) 公共施設等の総合管理計画等との整合
公共施設等の総合管理計画の対象に該当しない。

3. 産業の振興

(1) 現状と問題点

①農水産業

本地域は、農水産業従事者の高齢化や後継者不足により、新たな担い手の育成が急務となっている。平成12年には1,815戸であった本地域の総農家数は、令和2年には1,052戸になっており、20年間で42.0%も減少している。特に、詫間地区は51.3%、仁尾地区は45.6%の減少率となっている。また、農家数の減少に伴い、耕作放棄地は拡大の一途にあり、営農条件の厳しい中山間地のみならず、平野部の優良な農地においても遊休化、荒廃化が進んでいる。

また、農作物への鳥獣被害も深刻な問題となっている。鳥獣被害は経済的損失のみならず、営農意欲の減衰、ひいては耕作放棄地の増加などをもたらし、被害額として数字に現れる以上の深刻な影響を及ぼす。

さらには、マーケットのニーズを十分に把握できていない生産者が存在する一方で、ニーズを把握していながらも販売価格に十分反映できておらず、結果として価値の高い農作物が適切に評価されていない可能性がある。消費者のニーズを的確に把握し、販売機会の拡大や6次産業化、薬用作物などの特色ある農業の展開とブランド化など、稼げる産業への成長が求められている。

水産業においても、従事者の高齢化、後継者不足の問題は同様であり、水産資源の減少や漁業環境の悪化等が、その問題に拍車をかけている。また、漁港海岸堤防は整備後40年以上が経過し、損傷や機能低下が進行している。漁業環境の保全と三豊海域の健全な発展に資する取り組みが必要とされている。

②商工業

②商工業

本地域における商業は、事業所数、従業者数ともに減少傾向にある。また、大型店舗やコンビニエンスストアの立地、ネット販売の浸透により、地域の小規模商店の経営が困難になるとともに、経営者の高齢化や後継者・人手不足が深刻な問題となっている。

また、本市全体の傾向として、近隣他市町に比べ小売吸引力指数が低く、買い物客が市外に流出している。消費流出に歯止めをかけなければ、小売業を中心に事業所数がさらに減少することによる地域経済の縮小や、働く場所の減少による人口減少にもつながるおそれがある。

本市には12箇所の工業団地が存在し、本地域における立地状況は、詫間地区に4ヶ所、仁尾地区に1ヶ所、財田地区に2ヶ所となっている。立地企業総数は102社であり、そのうち70社が詫間地区に集中している一方、仁尾地区では

1社、財田地区では10社と少ない。経済の多様化・グローバル化が進むなか、企業が求める支援を把握し、新たな産業の立地、企業の誘致が課題となっている。また、近年は企業における人手不足がさらに深刻化しており、従来型の求人方法によらず、求職者のニーズに合った新たな取り組みが必要となっている。

③観光業

詫間地区、仁尾地区の瀬戸内海に面した風光明媚な海岸線や離島は、瀬戸内海国立公園に指定されており、中でも荘内半島や紫雲出山、栗島、蔦島は特別地域に指定されている。さらに近年、仁尾地区の父母ヶ浜がSNS上で話題となり、国内外からの観光客が急増したこともあり、個性豊かな宿泊施設や飲食店が新たに生まれている。また、市内には公園や温泉も多く存在しており、財田地区の道の駅「たからだの里さいた」には、市内外を問わず多くの人を訪れている。

地域の祭りやイベントも開催されており、詫間地区の「三豊たくま港まつり」や仁尾地区の「仁尾竜まつり」、財田地区の「謔之丞まつり」では多くの人でにぎわうほか、3年毎に開催される瀬戸内国際芸術祭では栗島が会場の一つとなっている。

このように、本市は様々な質の高い観光資源を有していながらも、それぞれが点在しており、市全体の魅力のPRは十分とは言えない。令和6年度に実施した市民アンケートにおいても、約9割の市民が自身や家族の仕事や生活は観光と関係がないと回答していたことから、市民レベルでの観光に対する意識も低いと言える。

観光客に選ばれ、くり返し訪れてもらう魅力ある地域とするためには、明確な統一コンセプトのもと、官民連携による観光の産業化への意識向上と、市内外に向けたプロモーション力の強化を図っていかなければならない。

(2) 対策

①農水産業

農業従事者が減少するなかで、効率的かつ安定的な農業経営をめざす認定農業者と、これに続くものとして期待される新規就農者、集落営農組織及び認定農業人材を確保・育成することが重要である。集落座談会やJA生産者部会などを通じて、潜在する担い手の掘り起こしを積極的に行い、新たに認定農業者及び認定農業人材に移行しようとする意欲ある農業者に対して支援を行う。既に認定農業者になっている経営体に対しては、経営改善計画の実現に向けた総合的な支援を行う。

新規就農者の確保・育成においては、若手就農者をはじめとする転職・退職就農者や女性、外国人などのあらゆる就農希望者に対し、技術・知識の習得、農地の確保、機械・施設の取得、さらには自立のための資金調達、住居の相談、農業法人への就職斡旋まで、関係機関が連携してサポートを行うとともに、定期的に面談を行い、早期の安定経営などのフォローアップを行う。

鳥獣被害対策としては、費用対効果を考慮した、地域（集落）等を広い範囲で囲む集落防護柵の整備や維持管理を推進し、鳥獣被害への理解と知識を深める講習会などを開催する。また、三豊市鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動を支援するとともに、新たな捕獲の担い手の確保・育成のため、狩猟免許やアライグマ防除従事者資格の取得を支援する。

農産物のマーケティング、販売促進についても支援を行う。詫間地区のマーガレット、仁尾地区の「マル曾ミカン」、財田地区の三豊ナスや「たからだ米」など各地域を代表する主要農産物について、JAなどの関係機関と連携し、生産体制の強化を図り、栽培促進を行う。市長によるトップセールスやインターネットでの情報発信などにより流通関係者や消費者に対し、産地イメージの形成・高度化をねらう。また、詫間地区を中心に栽培が広がりつつある薬用作物のように、本地域の特産品として差別化できる高品質な農産物については、ブランド化への取り組みを行う。

さらに、農業を稼げる産業へと成長させるため、農業の計画的機械化やスマート農業を支援する。農作業の効率化や経営の安定化に向けての資本投資について、経営圧迫の防止と初期投資の負担軽減のため、国や県などの各種制度の活用に向けて支援するとともに、機械の共同利用を目的とした集落営農等の組織化を促す。

未だ普及の進んでいないスマート農業についても、そのメリット・デメリットの正しい理解を促すとともに、地域の実態に即したスマート農業を推進する。

農業者の所得向上と経営の安定化等のメリットのある6次産業化を積極的に推進し、本地域の特色ある農産物や資源と、農業者や商工業者の技術や知識を掛け合わせ、新しい商品やサービスの開発・提供・販路の拡大に取り組む農業者を支援する。

水産業については、漁協等関係機関との協力・連携により、新たな漁業従事者の確保と後継者の技術や知識の習得支援に努め、経営の安定化を図る。漁業振興の一環として行っている本地域での淡水・海水魚種苗放流や、詫間地区、仁尾地区の漁港施設の維持管理を継続して行う。

本地域の農水産物は多品種かつ高品質である。詫間地区で開催されるマルシェや財田地区の「たからだの里さいた」などの直売所では、旬の農水産物が並

び、消費者や市場からの評価も高く、これらを利用した特色ある加工品も多く見られ始めている。そうした流れを後押しし、地域ブランドの確立や販路の拡大を支援するとともに、学校給食や各種イベントなどを通して、農水産業の地産地消を推進する。

②商工業

本地域においては、詫間地区の市街地を除き、小規模事業者が大半を占めている。商工会や金融機関などと連携し、経営指導体制の強化や金融支援制度の活用促進を図るとともに、経営指導員、経営支援員を中心とした小規模事業者に対する経営改善普及事業を推進する。

また、後継者・人手不足対策として、地域の関係機関が連携して人材課題の解決に向けた取り組みを進め、地元企業の事業継承や人材確保、育成、定着への支援を行う。

地場産業における優れた技術やノウハウを円滑に次世代に引き継ぐため、経営者への意識啓発を行い、後継者とのマッチング、その後のフォローアップ、専門家による支援などを行う。

さらに、労働人口の減少に対応するための生産性の向上に向けて、先端設備等を導入する際の税制面での支援を行うとともに、産学官の連携により、AIやICT等活用した企業の課題解決を図る。

企業立地の体制の強化としては、本地域に新たに進出を考えている企業への紹介や立地する土地に関する情報、立地補助に関する申請方法等の発信を行うとともに、時代の潮流と企業ニーズに即した立地支援を行う。

③観光業

③観光業

観光資源を豊富に有する詫間・仁尾の両地区、また、「道の駅たからだの里さいた」などの集客力のある交流施設を有する財田地区の魅力を生かし、新たに策定した「第3次観光基本計画」に基づき、計画的に観光地化を進めることで、国内外から本市を訪れる人が高い満足を感じ、何度も足を運んでもらえるまちをめざす。本市以外を目的としていた人にも本市の魅力を知ってもらい立ち寄ってもらえるよう、周辺市町と連携した広域的な観光ルートの構築とプロモーションに取り組み、観光客の増加をめざす。

入込観光客数が増加傾向にある今、様々な事業者や団体が魅力的な地域づくりに向け、独自の活動を盛んに行っている。そうした活動を、行政が組織の垣根を越えてバックアップし、官民連携して観光の産業化をめざすとともに、観

光地周辺のインフラ整備や外国人観光客の受入環境の充実を図る。また、持続可能な観光地としての価値をより高めつつ、持続可能な観光地としての国際認証を取得することにより、インバウンドの誘客に努める。

また、一般的な観光客と、来訪回数の多いリピーターやコアファンという二つのターゲットを対象に、それぞれに効果のある手法で情報発信やプロモーション、デジタルマーケティングを実施する。

(3) 計画

事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
基盤整備（農業）	農道・ため池・ほ場整備事業	県・市	
	県営中山間地域総合整備事業	県	
	市単独補助土地改良事業	市	
	団体営土地改良施設維持管理適正化事業	市	
基盤整備（林業）	造林事業	市	
観光又はレクリエーション	観光施設整備事業	市	
経営近代化施設（農業）	たからだの里整備事業	市	
漁港施設	漁港等整備事業	市	

過疎地域持続的発展特別事業（第1次産業）	<p>荒廃農地等利活用推進事業 耕作放棄地の解消に向けた取り組みを支援し、農業振興・環境改善を図る</p>	県	
	<p>農山漁村振興交付金対策事業 農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る。</p>	市	
	<p>多面的機能支払事業 農村環境の保全管理を支援し、国土保全、水源涵養など多面的な機能の維持・発揮を図る</p>	市	
	<p>中山間地域等直接支払事業 条件が不利な中山間地において、農業を継続できるよう支援を行い、担い手の確保に努める</p>	市	
	<p>水産振興事業 漁協と連携して魚種苗の放流を行い水産業の振興を図る</p>	市	
	<p>有害鳥獣対策事業 有害鳥獣の捕獲奨励金や防護柵・捕獲罟の設置補助により、鳥獣被害の減少を図る</p>	市	
過疎地域持続的発展特別事業（観光）	<p>観光振興事業 詫間地区・仁尾地区の魅力ある観光施設の維持管理を行い、観光客誘致を図る</p>	市	
	<p>離島振興事業 粟島芸術家村へ芸術家を招き離島振興を図る</p>	市	

(4) 産業振興促進事項

①産業振興促進区域および振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
詫間地区 仁尾地区 財田地区	農林水産物等販売業 製造業 旅館業 情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和12年3月31日	

②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

i) 農林水産物等販売業

上記3-(2)-①のとおり

ii) 製造業

上記3-(2)-②のとおり

iii) 旅館業

上記3-(2)-③のとおり

iv) 情報サービス業等

市民がデジタル社会の恩恵を享受できるよう、地域拠点を中心に情報通信環境を整備するなどして地域のデジタル化を進めるとともに、情報サービス業等が事業展開しやすい環境をつくる。

③他市町村等との連携

産業の振興については、産学官連携による地域産業の振興を行うとともに、観光地としてのプロモーションや観光ルートの構築、農水産品・加工品の販路拡大、就労者・後継者とのマッチング機会の創出などにおいて周辺市町や関係団体と連携して実施する。

(5) 公共施設等の総合管理計画等との整合

詫間港の物流機能の強化と、詫間港及び仁尾港におけるマリレジャー機能の強化を図るため、臨港地区の機能維持や新たな港湾整備を関係機関に働きかけるとともに、漁港施設の適正な維持管理や計画的な改修を行い、水産業・観光業の振興を図る。

4. 地域における情報化

(1) 現状と問題点

急速に進化する AI・ICT をはじめ、IoT やクラウドサービス、ビッグデータ解析、さらには 5G を超える次世代通信技術の開発が進む中、生活、産業、交通、教育など多岐にわたる分野でのデジタル化が加速している。特に、生成 AI の登場により、コンテンツ制作やデータ解析、業務効率化などの新たな可能性が広がっている。

本地域においては、各分野における積極的なデジタル化の推進が求められている。これに加え、生成 AI 等の先端デジタル技術を活用できる地域人材の育成と、これらの技術を活用した新たな事業創出の支援が重要な課題となっている。

(2) 対策

令和 2 年 3 月に掲げた「三豊市デジタルファースト宣言」に基づき、関係人口施策や市民サービスなどの分野でデジタル化に取り組む。

産業分野では SNS や WEB などデジタル技術を活用した情報発信による地域との関係づくりの促進、移住定住促進、地場製品の PR、観光コンテンツの発信や産業立地の促進等を行い、市民のデジタル化への意識改革に努める。

市民サービスの面においては、窓口証明書発行手数料のキャッシュレス決済の導入に取り組む。また、標準準拠システムへ移行後は、オンライン申請等のさらなる普及をはじめ市民サービスと直結する窓口の改革も推進していく。

交通分野においては、地方でも喫緊の課題となっている運転手不足への対応として、自動運転技術など先端技術の導入によるスマートモビリティ社会の実現をめざす。

また、本市は、近隣自治体である丸亀市、善通寺市、観音寺市、琴平町、多度津町、まんのう町と 4 市 3 町で連携し、自治体に共通する課題に対し、AI を活用した解決方法を協議・検討する広域自治体等人工知能活用推進協議会を平成 31 年 4 月に発足した。AI 人材育成に係る各種講座への参加を促し、近隣自治体を巻き込んだ取り組みを進めている。AI 人材育成の分野では、香川高専詫間キャンパスからソーシャルスタートアップ 3 社が誕生した。

今後も、様々な取り組みを通して地域の情報化に努めるとともに、情報インフラ整備の一環として、各地域拠点における公衆 Wi-Fi 整備を進め、民間の Wi-Fi 整備も促進する。あわせて、こうした情報通信環境を最大限に活用し、誕生したソーシャルスタートアップへの伴走支援のみならず、地域から次なる挑戦者が生まれる環境づくりを推進していく。

(3) 計画

事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
過疎地域持続的発展特別事業（情報化）	デジタル技術導入推進事業 AI・IoTなどの先端技術を産業や行政など様々な分野に導入し、地域の持続的発展を図る	市	

(4) 公共施設等の総合管理計画等との整合

公共施設等の総合管理計画の対象に該当しない。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現状と問題点

本市の市道については、路線数が2,545路線、総延長1,086キロメートルとなっており、また、橋りょうについては、669橋を有し、建設後50年を経過する老朽化橋りょうは約14%で、20年後には90%を超えてくる見込みとなっている。これらの機能を適正に維持するためには定期的かつ計画的な更新が必要である。

本市における主要な公共交通としては、市内全域に12路線のコミュニティバスがあり、特に免許返納後の学生や高齢者、観光客等の利用が多い。

加えて、市内にはJRの駅が7ヶ所（臨時駅1駅含む）ある。そのうち、詫間地区と財田地区に1ヶ所ずつ位置しており、主に通勤や通学のために多く利用されている。

本地域のうち、詫間地区の離島については定期航路が運航されているが、島民の高齢化や人口減少等によって利用者数が減少している。

他地区に比べ後期高齢者の多い本地域において、安全で便利な公共交通の必要性は非常に高い。交通安全対策として、運転免許証自主返納者への支援を行っているなか、免許証を返納しても安心して暮らせる移動手段の確保が喫緊の課題となっている。健康寿命の延伸という面でも、交流や身体機能を維持する外出機会は重要である。

また、アートの島として注目を集める粟島や、美しい景観の荘内半島などを有する詫間地区、SNS等での写真映えする観光地として全国的に有名な父母ヶ浜を有する仁尾地区においては、観光客が使いやすい観光交通という視点も重要である。

本市のめざす多極分散型ネットワークのまちづくりにおいては、それぞれの地域のコミュニティ拠点をつなぐネットワーク（移動手段）の整備が必要不可欠である。本地域のみならず、本市全体の持続可能な発展のためには、従来の公共交通の基幹であるコミュニティバスの維持を基本に再編も視野に、また時代のニーズに応じてデマンド方式などの新たな交通体系を検討していくことが必要になっている。

(2) 対策

日常生活に密着した市道・市管理農道については、交通の安全性と利便性の確保に向けて、地域の状況や、国道・県道との機能分担等を考慮しながら、幹線道路の整備と狭小道路の改良等を行うとともに、計画的な維持管理を行う。

老朽化した橋りょうについても、安全性を保つため、点検マニュアル等に基づき定期点検を行い、健全度を正確に把握するとともに、長期的かつ計画的な整備を行う。

交通手段の確保においては、「行きたいときに 行きたいところへ 行けるまち」を基本理念とし、それぞれの地域の実情に応じた最適な公共交通をめざす。本市の公共交通の基幹となっているコミュニティバスは利用者の意見を常に収集し、地域の企業等とも連携しながら現状のニーズに即した路線・ダイヤに更新していく。また、本市を初めて訪れた観光客でも利用できるコミュニティバスとするため、インターネットで簡単にアクセス可能なバスロケーションシステムや詫間駅に設置しているデジタルサイネージにより利便性向上を図っているところである。さらには、時刻表やバス停位置の情報をオープンデータとして公開することで、主要な地図アプリ等での検索を可能としており、手軽に最適なルートを確認できる環境を整えている。今後もより利用しやすい公共交通となるよう利便性向上と効率化を推進する。

離島への唯一の航路については、島の人口減少に伴い利用者も減っているが、島民の生活を守り、また、観光資源として活性化していくためにも、今後も国・県とともに、維持・確保に努める。

交通手段の確保は、本地域の活性化や持続的発展のために非常に重要な要素である。多極分散型ネットワークのまちづくりを進めていくなか、各地域拠点間の交通ネットワークに加え、高齢者にとって大きなハードルとなる自宅と拠点間の移動であるファースト・ラストワンマイルの課題に対応できるような日常生活に必要な移動手段の整備についても検討していく。利用者層におけるそのニーズの把握・整理をし、過疎地域を含む本市の全域で、新たな交通ネットワークの再構築を目指し、JR や高速バスのような広域ネットワークとも連携することで、市内外に開かれた交通手段の確保に努める。

(3) 計画

事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
市町村道（道路、橋りょう）	市道維持管理事業	市	
	道路橋りょう新設改良事業	市	
林道	林道維持管理事業	市	
市管理農道	農道維持管理事業	市	
公共交通インフラ	交通拠点整備事業	市	
	コミュニティバス運行事業	市	
	離島航路管理事業	市	
過疎地域持続的発展特別事業（公共交通）	過疎地域における移動手段確保事業 本地域における新たな公共交通の運行により交通手段の充実を図る	市または民間団体	

(4) 公共施設等の総合管理計画等との整合

社会インフラについては、「三豊市公共施設等総合管理計画」に基づいて、維持修繕、適正管理を行う。

また、現在、各地域に点在する公共施設の機能集約や統廃合を行うためには、集約された施設（拠点）への移動手段の確保が不可欠であるため、施設の再配置と連動して交通手段のあり方を検討する。

6. 生活環境の整備

(1) 現状と問題点

人口減少や高齢化の進む本地域では、空き家の増加とそれに伴う住環境の悪化が問題となっている。令和3年に実施した空き家等実態調査においては、本市の空き家は2,006棟であり、そのうち詫間地区が827棟(41.3%)、仁尾地区が241棟(12.0%)、財田地区が118棟(5.9%)と、本地域が過半数の空き家を抱えている。7地区の建物数に占める空き家の割合を見れば、詫間地区が6.6%、仁尾地区と財田地区はそれぞれ3.9%と3.0%となっている。また、調査では、損傷の激しい空き家や倒壊の危険性がある空き家が全体の58.9%にのぼり、そうした空き家は詫間地区の半島・島しょ部、仁尾地区、財田地区に多いとの調査結果が出ている。空き家は、防災、防犯、衛生、景観など周辺住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあるため、総合的かつ計画的な対策が求められている。

上水道については、本地区の水道普及率はほぼ100%となっているため、今後も安全で安定的な給水ができるよう継続的な整備および効率的な維持管理体制が求められている。

河川施設や排水機場、都市下水路施設については、老朽化が進んでおり、災害対応としても喫緊の課題となっている。

また、本地域の豊かな自然環境は、基幹産業である農水産業はもとより、住民の生活や観光資源を支える屋台骨であり、環境保護は本地域の持続的発展のために欠かすことのできない要素である。そのため、エネルギーを有効活用し、資源が循環する環境負荷の少ない、そして、自然と共生する持続可能な地域づくりが求められている。

「ごみはすべて資源である」という理念のもと、住民や事業者の意識の高揚を図りながら3R運動を推進するとともに、合併処理浄化槽の普及促進および、し尿・浄化槽汚泥処理体制の拡充が求められている。

(2) 対策

適切な管理がなされていない空き家は、樹木・雑草等の繁茂による生活環境の悪化だけでなく、火災や犯罪の温床など防災防犯上の問題が懸念され、地域の活力も失われることにつながる。空き家の適切な管理を促進するとともに、空き家の発生そのものを抑制することに重点を置き、地域住民や関係機関と連携を図りながら、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する。

空き家の発生について地域の現状を十分把握している住民や自治会組織から情報収集を行い、所有者等を特定して適切な管理を促すとともに、再利用可能

な空き家は、空き家バンクへの登録や空き家バンクリフォーム補助を通して、地域の活性化や移住定住の促進施策へと転換する。

また、管理不全状態が一定程度以上進んでいる空き家については、速やかな除却を促す。除却後の跡地についても適正管理を行うよう、跡地の所有者等に対して周知・啓発していくとともに、跡地の市場流通化や地域コミュニティ等の公共的な利活用への支援策を検討する。

河川施設や排水機場、都市下水路施設については、計画的な改修を行い、災害発生の防止と安心安全な生活環境の確保を図っていく。

夜間の通行環境は周囲が暗く視認性が低下するため、歩行者や車両の安全確保、防犯対策、さらには地域住民が安心して暮らせる環境づくりのため、良好な夜間交通環境の整備を進め、安全の確保を推進していく。

自然環境の保全においては、「三豊市地球温暖化対策実行計画」に基づき、令和12年度までに平成17年度比で温室効果ガス排出量を27%削減することで、低炭素社会の構築に取り組む。農地・森林の多い仁尾地区、財田地区においては、「三豊市森林整備計画」に基づき、混みすぎた林の間伐などの森林整備や管理を行うとともに、既存農地の維持、耕作放棄地の解消、環境保全型農業の推進により、森林や農地の温室効果ガス吸収量を確保する。

詫間地区の栗島では、島内における唯一の公共交通としてグリーンスローモビリティを運行し、環境負荷の少ない移動手段の維持を継続している。また海洋環境保護に関する学習や実践の場として、瀬戸内国際芸術祭の期間外においても、ワークショップ等を開催しており、今後も本市におけるモデル地区として自然環境の保全に取り組む。

廃棄物の処理では、トンネルコンポスト方式を採用した「バイオマス資源化センターみとよ」において、ごみの再生利用を促進している。本市は県内でも突出して高いリサイクル率を誇っているが、市民一人当たりのごみ排出量は増加傾向にあるため、現在のリサイクル率の維持・向上に取り組みつつ、ごみ総量の削減をめざす。

また、本市の汚水処理人口普及率は年々増加しており、河川の水質調査結果も改善傾向を示している。今後も良質な水環境の維持・創出のため、合併処理浄化槽への転換補助や集落排水への接続促進などにより水質改善に取り組む。

大浜地区農業集落排水施設は地形の特性上、各戸に真空弁ユニットを設置しているが、経年劣化により定期的な交換が必要であり、一戸の故障が処理区域全体の真空圧低下を招くため、緊急対応の体制維持に取り組む。栗島の潟満地区農業集落排水施設、上新田地区漁業集落排水施設は、維持管理上、船舶の運用が必須であり、昨今の燃料費高騰によるコストの上昇が懸念される。委託業者と連携し、持続可能な運用に取り組む。

(3) 計画

事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
公営住宅	住宅建設事業	市	
消防施設	消防施設整備	市	
下水処理施設（農村集落排水施設）	農業・漁業集落排水施設整備事業	市	
過疎地域持続的発展特別事業（生活）	空き家等対策事業 空き家の解体や耐震改修、リフォームを支援し、地域の住環境の向上を図る	市	
	民間住宅耐震対策支援事業 住宅の耐震化を支援し、住環境の改善の防災対策を図る	市	
	農業・漁業集落排水施設維持管理（緊急対応）事業	市	
市管理河川	市管理河川維持事業	市	
市管理河川	市管理河川改良事業	市	
港湾施設	港湾等整備事業	県・市	
都市下水路	都市下水路整備事業	市	

(4) 公共施設等の総合管理計画等との整合

上水施設や水道管については、今後も安定的な給水を確保できるよう香川県広域水道企業団と連携し、計画的な施設の更新、耐震化を実施する。

下水道施設は適正な維持管理を推進するとともに、「三豊市生活排水処理構想」に基づき、汚水衛生処理率の向上を図る。

また、河川・海岸の管理においても、生物の多様性に配慮した自然環境の保全・創出や自然と共生する川づくり、親水空間の創出などを図り、水と緑のネットワークの形成に努める。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現状と問題点

① 子育て環境

本市の子育て世帯の状況としては、子ども（18歳未満）のいる世帯数は年々減少しており、平成7年には7,750世帯であったが、令和2年には4,915世帯と、25年間で36.6%も減少している。一方で、子どものいる世帯のうち、7割弱は核家族であり、ひとり親世帯の数は増加傾向にある。

また、女性の社会進出や核家族化を背景としてによる保育ニーズが高まっており、全国的な傾向と同様に、幼稚園の園児数が平成26年から令和6年の10年間で1,153人から480人と58.4%減少する一方で、保育施設の園児数は935人から1,167人と24.8%増加している。令和6年度における就学前児童に対する保育施設（市内のみ）の入所率は57.9%まで上昇し、いずれの施設にも通園（通所）していない未就園児の割合は20.4%にまで減少している。

本地域における就学前教育・保育施設については、合併前の歴史的な経緯や立地条件等により、異なる運用がなされていたが、可能な限り制度の充実と同一化に努めてきた。

さらに、令和元年10月より、3～5歳児の幼稚園・保育所・こども園の費用を無償化するなど、子育て支援策の充実を図ってきたところである。

しかしながら、子育てのニーズが多様化しており、子育て世帯に寄り添った丁寧な支援が求められている。こうした状況を踏まえ、地域全体で子どもの健やかな成長を支える仕組みを整備し、誰もが安心して子育てができる環境を構築していく必要がある。

② 高齢者福祉

令和7年4月1日現在、本市の高齢化率は37.1%であり、詫間地区は39.1%、仁尾地区は40.8%、財田地区は42.6%と、市全体を上回る高齢化が進行している。特に高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯が増加傾向にある。また、団塊の世代が後期高齢期を迎え、要支援・要介護認定者数は増加し、中でも令和5年10月時点での要介護認定者に占める認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱ以上）の割合は63.9%に達している。

このような状況から、高齢者の孤立防止、認知症高齢者への対応強化、在宅医療・在宅介護サービスの充実、生活支援に関する資源の充実、地域の支え合いの充実が求められている。

一方、高齢者の社会参加や生きがい活動への参加頻度は高くなっており、特に就労している高齢者の割合の伸びは顕著である。介護予防の面からも高齢者

が地域で生きがいを持って暮らせるよう各種団体活動や地域活動について推進を強化していく必要がある。

(2) 対策

①子育て環境

身近な地域で保育を受けられる環境を整備し、小学校とも密接に連携を取りながら、0歳児からの保育が、3歳児からの教育・保育、小中学校の教育へとつながる一貫した保育・教育をめざす。すべての就学前教育・保育施設において、充実した幼児教育を提供できる体制づくりを推進するとともに、幼保小の連携の必要性を踏まえ、就学前施設と小学校の教職員が情報を共有し、交流できる仕組みの構築に努める。その効果的な推進に向けて、各地域に整備した認定こども園については、適切な維持管理を行っていく。

また、保育・教育を担う人材の育成・確保にあたっては、保育・教育の公益的役割を重視し、公立施設を中心とした組織強化に努める一方で、市民の利便性向上を図る観点から、民間事業者による教育・保育施設運営への参入も促進する。

施設については、これまで再編・更新を通じて整備を進めてきたが、少子化の影響等を踏まえ、就学前児童数の推計や適正な職員・施設規模などを勘案しつつ、長期的な視点で、最適な配置を進めていく必要がある。

また、より地域に身近な地域子育て支援拠点の整備も検討し、子どもや子育て世代の親同士が集える空間づくりを進めるとともに、相談機関としての役割を位置づけ、子育て世帯の交流促進と相談体制の強化を図る。

②高齢者福祉

市全体より高齢化が進む本地域においては、一人暮らし高齢者等ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者の自立を支える仕組みが必要となる。介護予防対策、認知症支援対策、生活支援体制整備は特に重要であり、介護予防教室の開催や通いの場の充実、在宅医療介護サービスの提供、権利擁護についての相談機能の充実、生活支援に係る社会資源の創出、認知症の人を支援する認知症サポーターの養成やその活動支援を行う。

健康寿命の延伸という観点では、高齢者のニーズを捉えながら、地域拠点を中心にスポーツ・レクリエーション、講座・教室などの生涯学習活動を展開し、地域社会への参加や生きがいづくりを推進する。加えて、シルバー人材センターや民間企業・団体と連携し、高齢者の就労的活動支援を行ったり、各種関係機関と連携し、ボランティアや老人クラブ活動を支援したりして、高齢者の社会参加を促進する。

その他、詫間地区では、離島においても必要とする介護サービスが提供できるよう、サービス事業者に対し補助を継続する。また、高齢者総合相談の拠点として、財田地区には、平成28年4月から三豊市財田町国保高齢者保健福祉支援センター内に地域包括支援センター南部高齢者サポート、詫間地区には、令和8年1月から市民センター詫間内に北部高齢者サポートを設置し、身近な場所で相談に応じる。

(3) 計画

事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
認定こども園	認定こども園・幼保施設整備事業	市	
幼稚園関連施設	幼稚園施設整備事業	市	
保育所関連施設	保育所施設整備事業	市	
過疎地域持続的発展特別事業（高齢者福祉）	通所介護事業	市	
	高齢者生活福祉センター運営事業	市	
	総合相談支援事業	市	
その他	地域子育て支援拠点事業	市	
過疎地域持続的発展特別事業（児童福祉）	児童館管理運営事業 児童館の維持管理を行い、子どもの健全な育成と子育て支援を図る	市	
過疎地域持続的発展特別事業（地域福祉）	隣保館管理事業 隣保館の維持運営を行い、地域福祉の充実を図る	市	

(4) 公共施設等の総合管理計画等との整合

幼稚園・保育所については、国の施策に基づき一体化を推進するとともに、建物・敷地の売却や、官民連携による運営を検討する。また、規模や状態、周辺の環境を考慮し、幼稚園・保育所相互の統廃合も検討する。幼稚園は、小学校と密接な関係があるため、小学校の統廃合と合わせて検討する。

高齢者施設については、現在の利用状況を考慮し、地域住民の福祉の向上が図れるよう今後の在り方を検討する。

8. 医療の確保

(1) 現状と問題点

三豊市では、地域の人々が安心して医療を受けられるように、5つの病院・診療所を市内に設置・運営している。また、隣接する観音寺市に設置されている三豊総合病院は、観音寺市と協力して運営している。

本地域の詫間町にはみとよ市民病院、栗島診療所、志々島診療所、財田町には財田診療所が設置されており、それぞれ運営形態は異なるものの地域医療の拠点となっている。仁尾町には市立の医療機関は設置されていないものの、コミュニティバスを利用して乗り換えることなくみとよ市民病院や三豊総合病院に行くことができる。

市内の5つの市立病院・診療所では医師不足が共通の課題となっている。令和4年の厚生労働省における医師・歯科医師・薬剤師統計によると、市内における医師数は79人で人口10万人当りに換算すると126.4人となり、県平均の304.7人を大きく下回る。医療が不足する地域において安定した医療を提供するために医師不足の解消は大きな課題である。

また、コロナ禍以降、人口減少による医業収入の減少と急激な物価上昇や人件費の高騰による医業費用の増加で、各医療機関における経営は厳しさを増している。今後、老朽化した施設、設備の更新も必要になってくるが、財源の確保が課題である。また、みとよ市民病院は、多額の費用がかかる旧永康病院の解体も経営上の大きな課題である。

加えて、離島救急患者輸送については、現在は、栗島、志々島の島民が自ら手配した海上タクシー事業者等が本土まで患者を海上輸送し、そこからは三観広域行政組合消防本部が救急搬送している。しかし、常時救急搬送に対応できる海上タクシー事業者は限られており、今後、救急患者の海上輸送の方法を安定的に確保することに課題がある。

(2) 対策

医師不足の取組として、みとよ市民病院では周辺大学等へ積極的に働きかけるとともに、香川県における医師育成制度等を活用し、地域の医療ニーズに沿った医師確保に努める。また、へき地診療所である財田、栗島、志々島診療所については、みとよ市民病院から医師派遣を行うとともに三豊総合病院をはじめとした三豊・観音寺市内の医療機関やへき地医療支援センターと連携を図り、継続的な医師の確保に努める。なお、オンライン診療についても検討する。

全国の自治体病院同様に、本市の病院、診療所も厳しい経営を強いられているが、各医療機関において医業収入の確保や経費の削減に取り組み経営改善を

図る。施設や医療機器の整備については国保助成制度等の補助金を積極的に活用する一方、本市においても安定した地域医療を継続するため財政的な支援策を講じる。

また、離島救急患者輸送については、片道分の海上タクシー料金を補助し、患者の経済的な負担を軽減するとともに海上タクシー事業者の確保を図る。また重症度や緊急性により、県が運用するドクターヘリを要請する。

(3) 計画

事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
過疎地域持続的発展特別事業（自治体病院）	地域医療確保対策事業	市	
医療機器や施設整備への支援事業（市立の病院、診療所）	医療機器や施設整備への支援事業 病院、診療所の安定した運営を支援するため、施設や医療機器等の整備費用の一部を負担する。	市	
過疎地域持続的発展特別事業（離島医療）	離島救急患者輸送確保事業 離島救急患者の海上輸送について補助し、海上タクシー事業者を確保する。県のドクターヘリを要請する。	市	

(4) 公共施設等の総合管理計画等との整合

みとよ市民病院は、「三豊市公立病院経営強化プラン」を実行し、健全経営を目指していく。

診療所は、市内病院等との連携を進めるとともに、柔軟な運営方法を検討する。

9. 教育の振興

(1) 現状と問題点

①学校教育

平成 18 年の合併時、本市には小学校が 26 校（うち休校 1 校）、中学校が 9 校（うち休校 1 校）あったが、令和 8 年 4 月時点で、小学校が 15 校、中学校が 7 校となっている。本地域の状況としては、詫間地区は小学校 5 校が 2 校へ、中学校 2 校が 1 校へ減少し、仁尾地区は小学校 2 校、中学校 1 校のまま変更なし、財田地区は小学校 2 校が 1 校へ減少し、中学校は 1 校のまま変更なしとなっている。

児童生徒数も減少しており、平成 18 年には 5,993 人であったが、令和 7 年 5 月 1 日現在で 4,391 人と 26.7%も減少している。

学校施設は市民に最も身近な公共施設であり、市の公共施設面積の約 4 割を占めている。これまで、学校施設は単に教育施設としてだけではなく、地域コミュニティの中心として機能してきたが、少子化により児童生徒数が減少する本市においては、地域コミュニティや防災の拠点となることを考慮しながら、今後も施設の統廃合や再配置を進めていかなければならない。

また、教育面においても、児童生徒数減少や、それに伴う学校規模の縮小、配置教員数の減少等により本地域の教育環境が損なわれることのないよう、創意工夫をこらし地域に即した教育に努めるとともに、ICT 等を活用しグローバル社会に対応できる力を育む必要がある。

②社会教育

各公民館・分館では、地域の特色を生かした様々な活動を展開しており、独自の講座や各種団体と連携した地域行事を通じて、地域の世代間交流や市民活動の活性化につなげている。

今後は、公民館地区館の組織体制の在り方について、見直しを進める。公民館分館については、活動内容は地域ごとにばらつきがあり、施設の老朽化も進んでいることから、適正配置に向け、機能集約などを検討しなければならない。

また、公民館は 10 代から 90 代まで幅広い年齢層の人が利用しているが、その中心は 60～70 代となっているため、利用率の低い若年層への利用促進も大きな課題である。

③社会体育

高齢化の進む本市において、人々の健康への関心は非常に高く、体力の維持・健康増進のためにスポーツに取り組む市民が増えている。スポーツ施設の

利用者数も増加傾向にあり、令和6年に行った調査において「日頃運動不足を感じている」という回答が75.9%を占めている。一方で、「どのような環境があれば、運動、スポーツをするようになると思いますか。」の回答として、「スポーツをするための時間を確保できる」「自治会など地域の身近なところでのスポーツイベントがある」が48.4%を占めている。このことから、今後はこれまで以上に、市民が気軽にスポーツに参加できる機会や環境を整備していくことが求められている。

また、趣味の多様化や少子化による学校の小規模化により、子どもたちが仲間とともにスポーツに取り組む機会や、選択できる種目が減っている。そのため、校区や市域を超えて、子どもたちが多様なスポーツにふれあう機会と環境の整備も課題となっている。

(2) 対策

①学校教育

児童生徒の教育環境の整備は、最優先される課題である。本市は少子化により多くの学校が小規模化しており、指導面や運営面の工夫など、努力だけでは対応していくことが困難になっている。これまで、平成23年に策定した「三豊市立学校再編整備基本方針」に基づいた学校施設の適正配置を進めてきたところであるが、更なる時代潮流に対応するために、外部有識者を含めた新たな検討委員会を設置し、令和6年4月に同方針の見直しを行い、「三豊市立学校再編整備基本方針（改訂版）」策定した。今後も学校給食施設も含め、計画的な施設再編を進めていく。

本地域における学校教育においては、それぞれの地区の豊かな地域資源や特性を体験する総合学習や、地域のボランティア団体等との交流を通して、地域を愛し、誇りを持てるような教育の充実を図る。

また、本地域においては、小規模であることが幼稚園・小学校・中学校の結びつきを強めている側面があるため、今後も相互に連携しながら子どもたちが健やかに成長できる教育環境の実現をめざす。同時に、地域内で人間関係が固定化することなく、多様な考え方や個性を育ていけるよう、他地域の子どもたちとの交流の場を設け、互いに学びあい、認め合い、時には競い合うことができる環境をつくる。

中学校の部活動においては、将来にわたり子どもたちがスポーツや文化芸術に継続して取り組むことができる機会を確保するとともに、自分の夢や希望に向かってチャレンジする機会を選択できる地域展開を目指す。

さらに、デジタル教科書やAIドリルなどのICT教材を活用したアダプティブラーニングを推進することで、基礎知識・技能の習得を効率化し、協働的・探究的な学習の機会を拡充するとともに、自ら学習を調整する能力を育む。

②社会教育

「生涯にわたって学び、多様性を認め合い、学習成果を地域や社会に生かせる環境づくり」を基本理念に、市民ニーズに応えた学習機会の提供をめざす。

令和2年に行った調査では、市民が公民館に期待する役割として、従来の各種講座や教室の開催だけでなく、「市民や団体が自主的に活動できる場の提供」や「地域の課題や解決策を考える学習や市民参加の機会の提供」といった市民活動の場としてのニーズが高いことがわかっている。地域の持続的発展の主役はあくまで地域住民である。本市がめざす、各地域が特性を生かした多極分散型ネットワークのまちづくりにおいて、各地域拠点の核となる公民館の機能強化のために、常に住民のニーズを把握し、年齢や性別を問わない生涯学習活動を推進する。

また、公民館分館の一部は老朽化が進行している。今後の公民館のあり方を考える上では、まずは、活動内容を見直し、施設の再編や既存施設への公民館機能の集約などを検討し、施設の適切な維持管理・配置に努める。

③社会体育

すべての市民がスポーツに取り組むことのできるよう、それぞれのニーズに即したスポーツ大会や教室のあり方を検討するとともに、スポーツ環境の改善・整備を図る。

高齢者スポーツは、健康寿命の延伸や生きがいづくりにおいて非常に重要な要素であることから、地域の公民館や学校の開放型体育施設など、身近な施設を利用したスポーツイベントや介護予防教室等の開催を促進する。

若年層のスポーツの推進としては、スポーツ推進委員会や三豊市スポーツ協会との連携によるスポーツ大会・体験会の開催や、施設の無料開放日の実施、特別な技術や体力を必要としないニュースポーツの紹介などに取り組む。

本地域のように学校が小規模化し、学校体育におけるスポーツの充実が難しい地域においては、スポーツ協会やスポーツ少年団と連携し、地域を越えた社会体育や地域クラブ等の活動を支援し、子どもたちのスポーツ活動の拡充を図る。そして、スポーツに対する興味や関心を抱き、未来のトップアスリートをめざすきっかけづくりにつなげていくため、トップアスリートを招き、ふれあえる機会を提供する。財田地区と、隣接する山本町にまたがる宝山湖公園にお

いては「宝山湖ボールパーク構想」の充実を図る。本構想は、宝山湖公園においてプロスポーツ仕様の芝生グラウンドを整備し、その一部を地域プロサッカーチーム・カマタマーレ讃岐の活動拠点とすることで、プレーを身近に見る機会が増え、スポーツに親しむことでスポーツを通じた地域の活性化や市民の健康増進、そして、子どもたちの夢を育むというものである。令和5年度から供用を開始しており、今後様々なステークホルダーと連携しながら、構想をより充実させるためのコンテンツの拡充をめざす。

(3) 計画

事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
学校教育関連施設（校舎・屋内運動場・水泳プール）	中学校施設整備事業	市	
	小学校施設整備事業	市	
学校教育関連施設（スクールバス）	スクールバス事業	市	
学校教育関連施設（給食施設）	学校給食施設整備事業	市	
集会施設、体育施設等 （生涯学習・スポーツ）	スポーツ施設管理運営事業	市	
	宝山湖公園管理運営事業	市	
過疎地域持続的発展特別事業（義務教育）	スクールバス事業 小中学校の統廃合に伴う通学手段確保対策としてスクールバスを運行する	市	
	学習 ICT 事業 アダプティブラーニングの実現に向け、システムやデジタル教材を導入・運用する	市	

過疎地域持続的発展特別事業（生涯学習・スポーツ）	マリンウェーブ管理運営事業 市の文化会館であるマリンウェーブの管理運営を行い、生涯学習の活性化を図る	市	
	スポーツ施設管理運営事業 市営体育館、野球場、武道場などの管理運営を行い、スポーツの活性化と健康増進を図る	市	
	宝山湖公園管理運営事業 宝山湖公園における社会教育や社会体育を促進し、地域の活性化を図る	市	

（４）公共施設等の総合管理計画等との整合

公民館地区館は、その機能を地域の実情にあわせながら支所庁舎周辺施設等に集約する。公民館分館は、活動の見直しを行い、機能集約などを検討する。

スポーツ施設は、学校開放を基本とし、体育館等は、その機能を学校施設の中に積極的に統合していくものとする。管理棟を持たない野球場やテニスコート・グラウンド等は、利用状況を踏まえて施設の適正配置を検討する。

10. 集落の整備

(1) 現状と問題点

詫間地区は、谷間や河岸沿いの平地にのみ集落が形成されている半島・島しょ部と、商業・業務施設や公共公益施設などの都市機能を有する市街地からなっている。海岸線や紫雲出山、離島は瀬戸内海国立公園に指定されている一方で、市街地には大規模な工業団地もあり、生活利便性と豊かな自然環境を兼ね備えている。

しかし、風光明媚な荘内半島では、幹線道路である県道の幅員が狭く交通機能に課題があるほか、粟島や志々島では航路が日常生活に欠かせないなど、地域ごとにアクセスや防災の面で十分とはいえない状況がみられる。さらに、一部の既成市街地では木造住宅が密集し、細い道路や老朽化した建築物が点在するなど、安全確保の面で課題を抱えている。

仁尾地区は、市民センター仁尾周辺に公共公益施設などの都市機能が集積し、地域の生活拠点となっている。また、仁尾地区の妙見山、四国山、鳶島は風致地区に指定されているほか、父母ヶ浜や歴史的街並み、七宝山の傾斜緑地など良好な景観を有している。これらの景観資源やマリーナ・海水浴場等の海洋レジャー施設により、本市の観光・レクリエーションに重要な役割を果たしている。一方で、市街地は木造住宅が密集し、幅員の狭い道路や老朽化した建築物が多く、不燃化や耐震化、災害への対応が十分とは言えない。また、市街地においても中規模以上の商業施設は非常に少ない。

財田地区は、山間に農村集落が形成され、讃岐山脈へつながる丘陵地には豊かな自然環境が広がっている。地域の大部分を山林および農用地が占め、谷間の平地に集落が形成されており、工業団地も計画的に整備されている。しかし、商業施設が少なく、また、人口減少により空き家や老朽化した建物が多く見られ、防災及び防犯上の対策が必要となっている。

いずれの地区においても、市街地にはコミュニティバスの路線が通っており、地区内はもとより、他地区へのアクセスも容易であるが、山間部の集落においてはバス停から遠い集落も存在する。そうした集落の交通の利便性の維持は、高齢化が進む本地域において共通の課題となっている。

(2) 対策

詫間地区の半島・島しょ部においては、良好な自然環境の保全・活用を図りつつも居住環境や生活利便性との共生を基本とした地域づくりを行う。農業施策や観光施策と連携し、日本一の生産量を誇るマーガレットなど、傾斜部でも可能な花き栽培の景観・観光資源としての活用を推進する。また、道路や航路、コミュニティバスといった既存の交通基盤を維持・活用しつつ、現在は地

域の資源を活用した互助送迎の実証実験に取り組んでいる。これらの実証を通じて有効性や地域の受容性を検証し、交通体系の再構築や機能強化により、半島・離島部における交通手段の確保、市街地との連携強化に努める。

市街地は「都市拠点」として位置付け、都市機能の集積・充実、まちなか居住などにより都市活力を高める。アクセスの利便性や既存の産業基盤を生かしつつ、工業・流通業務施設の集積や優良企業の誘致、必要に応じた用地確保などによる産業の活性化を図る。特に、詫間駅から須田港に至る区域では、交通の利便性および観光・交流という観点から、観光サービス施設や商業施設の立地を誘導するとともに、詫間駅周辺を交流拠点、詫間港および須田港周辺を観光拠点として機能充実を図る。詫間港は物流機能の強化に向け、機能充実や港湾施設の整備を促進する。

また、粟島については、瀬戸内国際芸術祭をはじめとした離島振興に加えて、海洋環境保護に関する学習や実践の場としても活用できるよう、専門団体等との連携を通じた取り組みを進めていく。

仁尾地区は、市民センター仁尾周辺を「地域振興拠点」として位置付け、自然との共生と良好な自然環境の保全に努めつつ、父母ヶ浜を訪れる観光客をターゲットとした観光サービス施設や商業施設の立地を誘導するとともに、日常的な商業・業務機能や生活関連サービス機能の充実を図りながら良好な居住環境の形成を図る。昔ながらの良好な街並みを生かしつつ、地区計画や街並み環境整備事業等による基盤整備、憩いや交流の場となる空間の確保を検討し、建替え時の不燃化・耐震化を促進することで、安全で良好な居住環境の形成に努める。また、妙見山ほかの風致地区や父母ヶ浜などの良好な自然環境を有する集落においては、レクリエーション機能やマリンレジャー機能を強化し、交流人口の増加を図る。

財田地区も、財田庁舎周辺を「地域振興拠点」として位置付け、日常生活に必要な都市機能の充実に努める。拠点以外の集落では、田園環境との調和を図りながら、必要に応じた生活道路の整備等により居住環境を整え、ゆとりある田園集落の形成を図る。特に、優良農地や農業への取り組みが活発な農地では、農業生産基盤の維持・整備に努め、将来にわたって生産力の高い農地を保全し、良好な田園環境の維持を支援する。

こうしたまちづくりを進めると同時に、新たな地域公共交通ネットワークの構築も必要である。市内の「都市拠点」や「地域振興拠点」を結ぶ地域間ネットワークに加え、高齢者にとって大きなハードルとなる自宅と拠点間の移動であるファースト・ラストワンマイルを埋める移動手段の整備も検討する。他にも、広域ネットワークとしての JR、市民の生活移動を支えるタクシー事業者等

とも連携しながら、「行きたいときに行きたいところへ行ける」公共交通ネットワークの形成をめざす。

地域コミュニティを再構築し、地域活動を活性化させるため、集落支援員制度を積極的に活用し、住民との話し合いによる地域課題の把握と施策への展開を図る。

(3) 計画

事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
過疎地域集落再編整備	詫間庁舎周辺整備事業	市	
	粟島開発総合センター整備事業	市	
過疎地域持続的発展特別事業（集落整備）	公園維持管理事業 公園の維持管理を行い、住民の健康増進や福祉向上を図る	市	
	都市計画事業 都市計画の基本方針を定める都市計画マスタープランや立地適正化計画の見直しを行いながら、魅力ある都市空間の形成と生活の質の維持・向上を図る。	市	
	公有財産管理事業 「三豊市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の維持管理や再編を行う	市	
	集落支援員事業 集落支援制度を活用し、地域活動の活性化を図る	市	

(4) 公共施設等の総合管理計画等との整合

「三豊市都市計画マスタープラン」および「三豊市公共施設等総合管理計画」に基づき、消防施設、産業系施設、公園、道路、その他行政系施設の設置や再配置を行う。

1.1. 地域文化の振興等

(1) 現状と問題点

本市は、北に瀬戸内海、南に讃岐山脈を臨む豊かな自然と温暖な気候で、住環境に非常に恵まれている。その歴史は古く、仁尾地区の小蔦島貝塚・南草木貝塚などの縄文時代の遺跡や、紫雲出山遺跡などの弥生時代の遺跡が発見されている。各地域に有形・無形文化財も多く存在し、伝統行事や食などの豊かな文化が現在まで守り継がれている。

詫間地区の紫雲出山は、弥生時代の高地性集落の遺跡があり、桜や紫陽花の名所としても毎年多くの観光客が訪れる。また、生里の百手は国の重要無形民俗文化財に指定されている。地区内の三豊市詫間町民俗資料館・考古館は郷土の考古・歴史・民俗資料を数多く収集・保存・展示しており、毎年県内各地区の小学校が校外学習に訪れている。

仁尾地区は、かつては製塩業や海運業で栄え、北前船の停泊地となっていたことから、歴史的街並みや多数の伝統有形文化財が保存、継承されている。

「仁尾竜まつり」は、全長 35 メートルの雨乞い竜を 150 名の参加者で担ぐという他に類を見ない祭りであり、仁尾地区の名物となっている。秋に行われる

「八朔人形まつり」も、民家や人形店、寺院などの家先や座敷に様々な人形を飾るといって、全国的にも珍しい祭りであった。一時、実行委員会が解散となり存続が危ぶまれたものの、規模を縮小して継続している。

財田地区の鉾八幡宮は、地区全体の総氏神であり、秋の例大祭は地区の住民が一体となって行う盛大な祭りとなる。観光客が訪れるようなイベントではないものの、子どもたちが地区の伝統や歴史を学び、郷土愛を育む貴重な機会となっている。また春には瀬戸大橋や四国新道を提唱した、地元が生んだ偉人、大久保謙之丞をたたえ「謙之丞まつり」を開催している。

このような特色ある地域文化は、三豊市文化協会や三豊市文化財保護協会を中心に、各地域の文化芸術活動団体によって継承・振興されてきた。しかし、構成員の高齢化や、活動場所・活動資金の不足などといった切実な課題も多く、現在ではそれぞれの活動団体の後継者不足による活動断絶が懸念されている。

地域の伝統文化や文化財は、一度失われると復活することが非常に困難であるため、経年による劣化や人口減少などによって、失われてしまうことのないように保護しなければならない。また、単に保護するだけでなく、その価値や面白さを多くの市民に知ってもらい、地域の貴重な財産であるという風土の醸成が課題である。

(2) 対策

文化芸術は、人々の生活を豊かにし、次世代の担い手である子どもたちの成長過程においても、感性や創造性、郷土愛を育む重要な要素である。子どもたちが地域文化を身近に感じ、触れることができるよう、学校教育においても地域文化に関する学習の時間を設けていく。

既存活動の支援としては、団体活動の場所や、住民の身近な文化芸術の発表・展示の場の確保として、多極分散型ネットワークのまちづくりを進めていくなかで、文化芸術の振興に配慮した地域拠点の整備を行う。

(3) 計画

事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
地域文化振興施設等（地域文化振興施設）	社会教育施設整備事業	市	
	マリンウェーブ整備事業	市	

(4) 公共施設等の総合管理計画等との整合

市全域を対象とした文化施設は、管理運営方法を改善し供用を継続する。その他の中規模文化施設は、学校施設や支所庁舎周辺施設との多機能化を進める。

その他の社会教育施設についても、利用状況や使われ方を考慮し、管理運営方法を見直すとともに、施設の長寿命化を図りながら、類似施設との統廃合や周辺施設との機能の複合化を検討する。

1 2. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現状と問題点

本市は、平成 20 年 3 月に「三豊市環境基本計画」を策定し、まちづくりのあらゆる分野において環境重視の視点を織り込んだ環境政策に取り組むことにより、「水と緑を大切にす豊かな田園都市 みとよ」の実現をめざしてきた。また、平成 27 年 3 月には「三豊市地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化対策の推進を図ってきた。そして、令和 2 年 3 月に上記 2 計画の後継となる計画として、前計画策定後に生まれた SDGs や地域循環共生圏などの新たな概念を盛り込み、令和 10 年までの本市の環境施策を定めた「三豊市の環境を育てる計画」を策定した。

このように、本市は合併当初から環境保全・地球温暖化防止に注力しており、実際に本市の温室効果ガス排出量は年々減少している。また、省エネや循環型社会の構築にも積極的に取り組んでおり、平成 29 年には国内初となる、トンネルコンポスト方式を採用したごみ処理施設である「バイオマス資源化センターみとよ」を設置し、リサイクル率においては全国トップクラスの実績を有している。

そして、「三豊市の環境を育てる計画」においては、再生可能エネルギーによる「創」「省」「蓄」の推進により、地域循環共生圏の創造をめざすことを明記している。再生可能エネルギーの利用促進のため、平成 22 年度より住宅用太陽光発電システムの設置に係る経費に対する補助事業を実施している。また、平成 28 年度からは蓄電システムの設置に対して、平成 29 年度からは HEMS の設置に対して、令和 5 年度からは V2H システムの設置および ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の建築等に対して、令和 7 年度からは次世代自動車の導入に対しても補助を行っている。

さらに、令和 6 年度からは、これらの設置等を包括的に支援する「スマートハウス等普及促進事業」として、本事業を位置づけ、普及を推進している。

(2) 対策

本市は、これまで循環型環境都市をめざして様々な取り組みを行ってきた。これまでの施策の中心は、省エネルギーによる環境保全を主としたものであり、日々の生活や事業活動において無駄を省き、工夫することで環境負荷を減らすことに主眼を置いていた。

しかし、SDGs をはじめとする「持続可能」という目標を達成するためには、これまでの「省いて減らす」施策だけでなく、「生み出し持続する」施策の拡充が必要とされている。省エネルギー対策も非常に重要な取り組みであり、今後も継続・拡充していくべき課題であるが、今後は、再生可能エネルギーの利

活用も含めた環境施策の拡充を図る。そのために、これまで行ってきた再生可能エネルギー設備整備への支援を継続するとともに、脱プラスチック化や脱炭素化へ向け、急速に変動する社会の動向を注視し、市民ニーズの把握に努めながら新たな環境施策を創出していく。

(3) 計画

事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
過疎地域持続的発展特別事業（再生可能エネルギー利用）	スマートハウス等普及促進事業 民間住宅への太陽光発電設備等の設置及びZEH化、次世代自動車の導入を支援し、環境保全と新エネルギーの導入推進を行う	市	

(4) 公共施設等の総合管理計画等との整合

公共施設等の総合管理計画の対象に該当しない。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1. 移住・定住・地域間 交流の促進、人材育成	過疎地域持続的発展特 別事業（人材育成）	地域コミュニティ 活動支援事業	市	人材育成による地域の活性化が見込ま れ、地域の持続的発展に資する
	過疎地域持続的発展特 別事業（移住・定住）	定住促進事業	市	移住・定住人口の増加が見込まれ、地域 の持続的発展に資する
2. 産業の振興	過疎地域持続的発展特 別事業（第1次産業）	荒廃農地等利活用 推進事業	県	農地の改善が見込まれ、農業の持続的発 展に資する
		農山漁村振興交付 金対策事業	市	農林水産業の事業活動改善が見込まれ、 農業の持続的発展に資する
		多面的機能支払事 業	市	農村環境の改善が見込まれ、農業の持続 的発展に資する
		中山間地域等直接 支払事業	市	担い手の確保が見込まれ、農業の持続的 発展に資する
		水産振興事業	市	漁獲量の増加が見込まれ、水産業の持続 的発展に資する
		有害鳥獣対策事業	市	収穫量の増加と意欲減退防止効果が見込 まれ、農業の持続的発展に資する
	過疎地域持続的発展特 別事業（観光）	観光振興事業	市	魅力的な観光地維持管理による観光客誘 致効果が見込まれ、観光業の持続的発展 に資する
		離島振興事業	市	瀬戸内国際芸術祭を通じた観光客誘致効 果が見込まれ、観光業の持続的発展に資 する
3. 地域における情報化	過疎地域持続的発展特 別事業（情報化）	デジタル技術導入 推進事業	市	生産性・サービス性の向上が見込まれ、 地域の持続的発展に資する
4. 交通施設の整備、交 通手段の確保	過疎地域持続的発展特 別事業（公共交通）	過疎地域における 移動手段確保事業	市また は民間 団体	生活環境や福祉の充実、健康増進効果が 見込まれ、地域の持続的発展に資する
5. 生活環境の整備	過疎地域持続的発展特 別事業（生活）	空き家等対策事業	市	住環境の向上が見込まれ、地域の持続的 発展に資する
		民間住宅耐震対策 支援事業	市	住環境の向上、防災効果が見込まれ、地 域の持続的発展に資する

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
6. 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福 祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特 別事業（高齢者福祉）	通所介護事業	市	高齢者福祉と地域福祉の向上が見込まれ、地域の持続的発展に資する
		高齢者生活福祉セ ンター運営事業	市	高齢者福祉と地域福祉の向上が見込まれ、地域の持続的発展に資する
		総合相談支援事業	市	高齢者福祉と地域福祉の向上が見込まれ、地域の持続的発展に資する
	過疎地域持続的発展特 別事業（児童福祉）	児童館管理運営事 業	市	子どもの健全な育成などが見込まれ、地 域の持続的発展に資する
	過疎地域持続的発展特 別事業（地域福祉）	隣保館管理運営事 業	市	地域福祉の向上が見込まれ、地域の持続 的発展に資する
7. 医療の確保	過疎地域持続的発展特 別事業（自治体病院）	地域医療確保対策 事業	市	医師の増加による医療サービス性の向上 が見込まれ、地域の持続的発展に資する
	過疎地域持続的発展特 別事業（離島医療）	離島救急患者輸送 確保事業	市	医療体制の向上と安心安全の確保が見込 まれ、地域の持続的発展に資する
8. 教育の振興	過疎地域持続的発展特 別事業（義務教育）	スクールバス事業	市	子どもの安全確保と適切な教育環境の確 保が見込まれ、地域の持続的発展に資す る
		学習 ICT 事業	市	効率的な基礎技能・知識の習得と学習環 境の向上が見込まれ、地域の持続的発展 に資する
	過疎地域持続的発展特 別事業（生涯学習・ス ポーツ）	マリンウェーブ管 理運営事業	市	文化・芸術活動の活性化が見込まれ、地 域の持続的発展に資する
		スポーツ施設管理 運営事業	市	スポーツ活動の活性化や健康増進効果が 見込まれ、地域の持続的発展に資する
		宝山湖公園管理運 営事業	市	スポーツ活動の活性化や健康増進効果が 見込まれ、地域の持続的発展に資する
9. 集落の整備	過疎地域持続的発展特 別事業（集落整備）	公園維持管理事業	市	地域の活性化や健康増進効果が見込ま れ、地域の持続的発展に資する
		都市計画事業	市	計画的な集落整備の実現が見込まれ、地 域の持続的発展に資する
		公有財産管理事業	市	公共施設の適正運営や経費削減効果が 見込まれ、地域の持続的発展に資する
		集落支援員事業	市	地域の活性化が見込まれ、地域の持続的 発展に資する

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
11. 再生可能エネルギーの利用の推進	過疎地域持続的発展特別事業（再生可能エネルギー利用）	スマートハウス等普及促進事業	市	環境保全や環境へ配慮する意識醸成などの効果が見込まれ、地域の持続的発展に資する